

2021年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見について

2021年度の供給計画の取りまとめにあたって、電気事業法第29条第2項の規定に基づき、以下のとおり意見します。

1. 需要期における供給力（kW）不足の懸念

今回の取りまとめにおいて、短期断面（2021・2022年度）は供給信頼度基準（年間を通じた停電量の予測を用いた基準）を満たしているが、補完的確認として実施した月別の需給バランス評価（月別上位3日の最大電力平均値に対する供給余力で評価）では、2022年2月に東京エリアから九州エリアにかけて広域的に予備率が5.8%となり適正予備率である8.0%を下回る結果となっている。また、本機関が実施した2021年度冬季の需給変動リスク分析でも厳気象H1需要（過去10年間で最も猛暑・厳寒だった年度並みの気象条件で想定した需要）に対して、ほとんどのエリアで2022年2月は予備率3%を下回り、東京エリアは2022年1月及び2月ともに供給力が厳気象H1需要も下回る厳しい状況である。

このような結果となった主要因は、2022年2月に1,300万kW程度の補修停止が計上されるなど、高需要期の補修停止により供給力が減少したことにある。今冬の需給ひっ迫を踏まえれば、大規模な電源を保有する発電事業者は、個社の相対契約だけで補修停止を判断するのではなく、需給バランスを考え慎重に計画すべきであったと考える。

本機関としては、厳しい需給バランスの結果を公表することで需給ひっ迫に対する備えを広く呼びかけるとともに、特に需給の厳しいエリアでは、発電事業者に対する補修停止等の調整や小売電気事業者への高需要期に備えた計画的な調達を求めるなど、需給バランスの改善に最大限取り組む。また、これら対応を行ってもなお、安定的な供給力確保が難しい場合を想定し、電源入札等を実施することも含めた準備など対応に万全を期すこととしたい。

なお、2021年7月の需給バランスにおいても厳気象H1需要に対して全国的に予備率3.4%となっており、かろうじて適正予備率3.0%を確保した程度であり、予断を許さない状況である。国においても、需要家に対する節電などをどのように実施していくか、需給ひっ迫の備えについて検討が期待される。

2. 2021年度の需給バランス（kWh）と今冬の電力需給ひっ迫（kWh）を踏まえた対策

1. で述べた補修停止の増加要因として、小売電気事業者の調達先未定が増加していることが考えられる。この結果、2021年度の需給バランス（kWh）は、2020年度と比べても年間の電力量で1.3%悪化しており、現時点で昨年度の同時期より供給電力量（kWh）の確保が低い水準にあることが確認された。

本機関としては、これまでの供給力（kW）による評価に加え、2021年度の秋より電力需給検証において電力量（kWh）の需給バランスを燃料調達の状況も含めて評価するとともに、需給ひっ迫を未然に防ぐため、冬の高需要期までの期間に継続的なモニタリングを実施し、情報発信していくこととした。これにより、需給ひっ迫に備えた小売電気事業者の計画的な調達行動と、発電事業者による十分な供給電力量の確保を期待するとともに、相対取引や先渡取引などの調達が増えることで必要な供給力となりうる電源の休廃止が抑制されることも期待している。

国においても本機関が実施するモニタリングを具体的にどのように需給ひっ迫の対策につなげていくか検討が期待される。

3. 2030 年度エネルギーミックス達成に向けた対策

2018 年 7 月に決定された第 5 次エネルギー基本計画では、2030 年の長期エネルギー需給見通し（2015 年 7 月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。）の確実な実現に全力を挙げるとされている。

一方で、今回の取りまとめにおいて、2030 年度の送電端電力量（kWh）では、石炭火力の比率が約 36%、原子力の比率が約 4%と、エネルギーミックスで示された構成比と比べて乖離が生じていることが明らかとなった。供給計画のとりまとめは、各事業者が一定の前提に基づき、現時点で安定供給上見込むことのできる発電計画を集計したものであるが、今後もこのままの傾向で推移することも考えられ、更なる政策的取組や事業環境変化等を踏まえて事業者が計画を見直すに至らなければ、2030 年度のエネルギーミックスの達成は困難となる。

エネルギーミックスの達成に向けては、例えば規制的措置や誘導的措置の適切な実施など、各電源のおかれた環境に応じた取り組みを積み重ねていく必要がある。国においては、エネルギーミックスの着実な実現に向けた取り組みの適切な実施が期待される。

以 上